

醍醐車庫安全保護具類検査（後期分）

仕 様 書

- 1 本仕様書は、醍醐車庫にて使用している安全保護具類の検査（以下「本業務」）という。）に適用する。
- 2 本業務の数量は付表のとおりとし、検査期間は各回とも1日とする。但し発注者により各回の検査対象を変更する場合がある。検査日程は発注者と打ち合わせのもと決定する。
- 3 本業務は、原則として京都市交通局契約規程、労働安全衛生法をはじめ、関係法規等を遵守するものとする。
- 4 本業務の試験方法、可否の判定基準等については、労働安全衛生規則第351条（絶縁用保護具類等の定期自主検査）及び絶縁用保護具類の規格（昭和47年労働省告示）に定める方法によるものとする。高圧用検電器については、試験電圧を10KVとする。ただし、付表に示す管理番号NO.7（型式HVC-1.5N2）に関しては、試験電圧を4KV、試験時間1分とする。
- 5 本業務は請負人の持帰り検査とし、納品に際し検査成績書を2部提出するものとする。
- 6 検査品収受場所は次のとおりとする。
京都市伏見区醍醐高畑町30-1 京都市交通局 醍醐車庫 醍醐検車区事務所
- 7 本業務の納期は、令和8年3月31日とする。

付表

品名	形式、管理番号	数量	1回目	2回目	使用場所
絶縁ゴム手袋	YS-101-21-01 No. 1、No. 2、No. 3	3双		○	応急用
高圧用検電器	HST-1.5N、No. 1	1本		○	#2 気吹場
	HST-1.5N、No. 2	1本		○	#2
	HST-1.5N、No. 3	1本	○		#3
	HST-1.5N、No. 4	1本		○	#4
	HSN-6A1、No. 5	1本	○		#5
	HST-1.5N、No. 6	1本	○		3F倉庫
	HVC-1.5N2、No. 7	1本	○		脱線復旧用
	HSF-7、No. 8	1本	○		B2F弱電室